

## 新たにチャレンジ水産経営応援事業実施基準

新たにチャレンジ水産経営応援事業実施要綱（以下「実施要綱」という）に基づく補助事業の実施については、この基準の定めるところによる。

### 第1 事業種目・基準

#### 1 事業種目・事業種類の支援内容等

実施要綱別表に掲げる事業種目・事業種類等にかかる詳細については、事業内容一覧表のとおりとする。

#### 2 事業種目「経営計画支援対策事業」における基準・要件

##### （1）事業主体の要件

第1の1に定める事業内容一覧表にある「経営計画支援対策事業」の事業主体は、事業種類ごとに以下の要件を全て満たす者であること。

##### （ア）チャレンジぷらす ONE

「チャレンジぷらす ONE」を活用した新規漁法の導入や海業・6次産業化への参入など新たな取組にチャレンジする経営計画を策定していること。

グループの場合、構成員ごとに上記計画を策定しているものに限る。

漁業協同組合の正組合員であること。

申請時の年齢が、55歳未満の漁業者（但し55歳以上の場合は、45歳未満の後継者がいること）であること。漁業法人の場合は、代表者が55歳未満の漁業者（但し55歳以上の場合は、45歳未満の後継者がいること）であること。

青色申告を行うこと。

過去2年間に於いて漁業関係の法令に違反していないこと。

県税の未納がないこと。

経営計画期間（3年間）において、就業者確保や地元漁協の生産・売上向上等、地域水産業への貢献が認められること。

事業実施にあたり、県費以外に市町の上乗せ補助が得られること。

##### （イ）所得向上支援対策

経営計画に定めた所得目標の達成のために必要な取組や、経営計画期間中に新たに生じた課題に対応するための取組による漁業所得10%以上（漁業法人の漁業所得は営業利益＋減価償却費）を目標とする経営計画を策定していること

、～ は第1の2の（1）の（ア）の要件と同じ

##### （2）事業計画の認定申請

「経営計画支援対策事業」の計画認定申請にあたっては、「事業計画認定申請書」（様式第1号）を提出しなければならない。なお、添付資料の「経営計画等」とは、「チャ

レンジぷらす ONE」もしくは「所得向上支援対策」に沿った内容で策定された経営計画を示す。

(3) 事業実施にあたっての留意点

事業計画成果目標の毎年度の達成状況の報告は、本事業で行う経営計画の達成状況報告をもって代えることとする。

事業主体は、「事業計画」に変更が生じる場合には、計画変更の認定を受けなければならない。

(4) 補助対象事業費

1 事業主体における 1 事業種目の補助対象事業費は原則として次のとおりとする。

(ア) チャレンジぷらす ONE

補助対象事業費下限額

100万円

補助対象事業費上限額

2,000万円

支援回数

1回

(イ) 所得向上支援対策

補助対象事業費下限額

100万円

補助対象事業費上限額

1,000万円

支援回数

1回

3 事業種目「漁業基盤強化支援対策事業」における基準・要件

(1) 補助の要件

(ア) 地域でチャレンジ強い漁業基盤づくり

海業等推進プランに基づく取組であること

(イ) 省エネ・省人化、カーボンニュートラル支援対策

漁協や漁業者の経営力強化につながる共同利用施設の整備等に必要な取組であること

(ウ) 漁協合併支援対策

合併を見据えた事業等の統合の取組の場合は、申請時において合併にかかる十分な協議を経ており、合併までの明確な行程が整理されていること

合併後の生産基盤強化の取組の場合は、合併から3カ年の設備投資計画に基づくものであること

成果目標として下記の数値目標が設定されていること

- ・組合員からの委託・買取販売量または販売額の増
- ・指導事業担当職員の増、経営指導にかかる時間増

## (2) 補助対象事業費

1 事業主体における1事業種目の補助対象事業費は原則として次のとおりとする。

補助対象事業費下限額

- ・施設・機材・機器整備等のハード整備事業 : 150万円
- ・イベント実施・その他の活動等のソフト事業 : 100万円

補助対象事業費上限額

2,000万円

## 4 事業種目「漁場生産力維持回復緊急対策事業」における基準・要件

### (1) 市町の上乗せ補助に係る例外

実施要綱別表及び本基準第1「1」に示す事業内容一覧表における事業種類「漁場生産力維持回復対策」の活動事業(ソフト事業)に対する市町上乗せ補助の例外としては、以下の場合に限り認めることとする。

漁場環境の保全・回復・創造に向けた対策として、緊急性が認められる場合で、かつ、市町の機動的な予算措置がやむを得ない事情により見込めない場合に限り、「市町が県費以外に補助する額と同額」を県が補助する要件の適用除外として認め、市町の補助なく補助対象経費の2分の1以内で支援を行うことができるものとする。

### (2) 補助対象事業費

1 事業主体における1事業種目の補助対象事業費は原則として次のとおりとする。

補助対象事業費下限額

100万円

補助対象事業費上限額

2,000万円

## 第2 一般的基準

### 1 事業の認定

事業は、知事の計画認定に基づき実施する。

### 2 補助事業の単年度主義

本事業により実施する補助対象事業は、単年度で完了するものとする。

### 3 補助対象事業費

#### (1) 補助の対象となる経費は以下のとおりとする。

「消費税及び地方消費税」は一般課税の事業主体を除き補助対象事業費に別途加算とする。

補助対象事業費は、本県において使用している単価及び歩掛りを基準として当該

地区の実情に即した適正な現地実行価格により算定する。

施設等整備における補助対象は、新築、新品、または、増設、移設、更新、改良、併設による事業（旧施設等の解体、撤去等は含まない）とし、原則として、予備的部品の設置に係る事業及び耐用年数5年未満のもの並びに、消耗品的部品は補助対象としない。また、増設及び併設については事業の経済効果または利用上の便宜が極めて向上する場合に限り認める。更新については、更新後、従前より事業効果を上回ることが見込まれる場合は認めることができる。

古品又は古材の使用は原則として認めない。ただし、施設・機材・機器整備において、機能の向上が認められ、かつ、耐用年数が5年以上あることについて、製造会社等適正な機関による証明が得られる場合には中古品の整備を認めることができる。

用地取得費、借地料、設計費、施設取得にかかる登録、検査等の手数料及び移転における旧施設等の取り壊し費は補助の対象としない。

自動車やフォークリフトの整備にあたっては、原則として電動式によるものとする。

自力又は、他の助成により実施中の事業、若しくは既に完了した事業は、本事業に切り替えて補助の対象とすることは認めない。

他の補助事業で実施可能なものは、原則として補助の対象としない。

事前着工は、原則として認めない。ただし、地域の実情に応じた効果的な事業実施や赤潮や大雨等の自然災害及び油濁等の事故発生に伴う斃死魚処理や油濁被害防止等、緊急に実施する必要がある場合はこの限りではないが、指令前着工届（様式第4号）を提出すること。なお、間接補助金として交付される場合において、緊急に実施する必要があるものの、直接補助事業者である市町が予算措置の関係で提出できない時は、間接補助事業者が作成し、直接県に提出するものとする。直接補助事業者は予算措置がなされた後、速やかにその旨県に報告すること。

## （2）事業実施等にあたっての留意点

工事の請負は原則として競争入札に付して行う。

当該事業は、厳正的確な実施を期すると共に、事業完了後の運営管理が適正かつ効果的に行われるよう、管理規程を整備し、その他必要な措置を講ずること。

様式第1号

新たにチャレンジ水産経営応援事業計画認定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

名称及び代表者の氏名  
(個人の場合は氏名)

年度において、新たにチャレンジ水産経営応援事業(チャレンジぷらすONE・所得向上支援対策)により事業を実施したいので、新たにチャレンジ水産経営応援事業実施要綱第3条第1項に基づき、事業計画の認定を申請します。

記

(添付)

- 1 経営計画等
- 2 誓約書兼同意書(様式第2号)及び内容証明書類等
- 3 漁協による推薦書(様式第3号)

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

新たにチャレンジ水産経営応援事業計画変更認定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

名称及び代表者の氏名  
(個人の場合は氏名)

年 月 日付で認定を受けた「事業計画」について、下記のとおり変更したいので、新たにチャレンジ水産経営応援事業実施基準第1-2-(3)-に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容

(記載要領)

- ・変更事項の内容については、変更前と変更後がわかるよう記載のこと。
- ・関係様式を添付のこと

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業 誓約書兼同意書

年 月 日

長崎県知事 様

(住所)

(氏名)

このたび、計画認定申請を行った 年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業（チャレンジぷらす ONE・所得向上支援対策）について、下記のとおり補助対象要件を満たしていることを誓約します。

また、下記 3 及び 4 に係る違反歴又は行政処分歴の有無について、県が関係機関に照会することに同意します。

記

- 1 \_\_\_\_\_ 漁業協同組合の正組合員です。
- 2 申請日時点において 55 歳未満です。
- 3 青色申告を行います。
- 4 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）、長崎県漁業調整規則（令和 2 年長崎県規則第 44 号）、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）、漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）及び薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に、2 年間（懲役刑にあっては 2 年間又は刑期のいずれか長い期間）違反していません。
- 5 上記 3 の漁業関係法令違反による行政処分を 2 年間科されていません。
- 6 県税の未納はありません（納税証明書等別添のとおり）。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○）

発行担当者 (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

様式第3号

年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業 推薦書

年 月 日

長崎県知事 様

(所在地)

(漁協名)

(代表者名)

このたび、計画認定申請のあった (漁業者名)については添付された誓約書兼同意書(様式第2号)の記載内容に相違ないことを認め、下記のとおり所見等を添え推薦します。

記

- 1 事業計画の妥当性について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 地域水産業への波及効果について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 事業申請者に関する特記事項

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)



年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業 指令前着工届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

名称及び代表者の氏名

標記事業について、別記条件を了承の上、指令前に着工したいのでお届けします。

- 1 事業種目
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 施行場所
- 5 着手予定年月日
- 6 完了予定年月日
- 7 指令前着工を必要とする理由

別記条件

- ・ 事業実施計画書を審査した結果、事業計画が認定されない場合、あるいは交付決定の通知を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)